

令和2年7月20日
建設水道常任委員会資料
都市整備部公園緑地課

特定生産緑地制度の進捗状況について

報告事項 1

特定生産緑地制度の進捗状況について

特定生産緑地制度の進捗状況について、次のとおり報告するものです。

令和 2 年 7 月 2 0 日提出

宇治市長 山本 正

特定生産緑地制度の進捗状況について

【概要】

生産緑地は指定（都市計画の告示）から 30 年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、引き続き都市農地の保全を図るため、「特定生産緑地制度」が創設されました。これにより、所有者の意向により、買取申出が可能となる期日が 10 年後に延期されます。

本市において生産緑地を初めて指定したのは平成 4 年 1 1 月 2 7 日であり、令和 4 年には指定から 30 年が経過することから、広く制度を周知するとともに、特定生産緑地の指定に向けた手続きを行っていく必要があります。

【現在の状況】

本年 2 月に生産緑地の全所有者に特定生産緑地制度周知のための「大切なお知らせ」を送付し、個別相談会を実施するとともに、本年 4 月には平成 4 年 1 1 月 2 7 日指定分の生産緑地の所有者に対して、特定生産緑地に移行する場合の申請書類を送付いたしました。

今後は随時申請を受け付けることとし、毎年実施される都市計画審議会において意見聴取させていただいた上で、特定生産緑地の公示・通知を行う予定としております。

【経過と今後の流れ】

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2 年 2 月 2 1 日 | 特定生産緑地制度にかかる「大切なお知らせ」を発送
・全ての生産緑地所有者に対して送付
・所有している生産緑地の一覧と制度説明チラシ、個別相談会の案内等を同封 |
| 令和 2 年 2 月 2 5 日
～令和 2 年 3 月 1 9 日 | 個別相談会を実施 |
| 令和 2 年 4 月 1 5 日 | 平成 4 年 1 1 月 2 7 日指定分の所有者に申請書類を送付
・申請対象となる生産緑地の一覧と申請記入例、申込手順の留意事項等を同封
(新型コロナウイルス感染症対策に伴い、特別な事情等を除いて申請は自粛していただくようお願い) |
| 令和 2 年 6 月 1 9 日
～令和 4 年 3 月 3 1 日 | 特定生産緑地の指定にかかる申請を随時受付開始(再開)
・受付期間終了までに随時、受付期限の到来のお知らせ等も送付予定(申請漏れ防止) |
| 令和 2 年
令和 3 年
令和 4 年 | 都市計画審議会にて意見聴取
公示・通知 |
| 令和 4 年 1 1 月 2 7 日 | |

上記と並行して、平成 6 年度指定分についても、令和 4 年度から案内送付等を予定しています。